毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総　務　部
　　法務・法人局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……（水産経営課）　14

告　　示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……（農業施設管理課）　14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　15
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　15
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）　15
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）　15
○森林法による通知に代える公示……（治山課）　16
○道路の供用の開始……（維持管理防災課）　16
○都市計画事業の認可……（都市環境課）　16

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　16
○特定調達契約に係る入札の公告……　17

道立教育研究所告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　18

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……　19

規　　則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年７月10日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第68号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表中「年0.45パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成27年５月27日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告　　示

北海道告示第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安平町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成27年７月10日

北海道知事　高　橋　はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成27. 6.22	理事	阿部修一	勇払郡安平町早来新栄192番地
同	同	同	野尻俊和	同　追分美園199番地
同	同	同	小谷正芳	同　早来栄町109番地５
同	同	同	目黒栄一	同　安平916番地15
同	同	同	長谷川秀一	同　追分弥生489番地３
同	同	同	鈴木輝彦	同　早来瑞穂699番地１
同	同	同	杉渕正人	同　追分豊栄585番地
同	同	同	田中孝	同　早来北進70番地１
同	同	同	大久保悟	同　追分旭697番地
同	同	監事	嶋敏樹	同　遠浅525番地
同	同	同	伊藤隆	同　早来緑丘21番地35
同	同	同	橋本昌明	同　追分美園492番地
退任	同　27. 6.21	理事	阿部修一	同　早来新栄192番地
同	同	同	城寳敏克	同　追分美園453番地
同	同	同	長澤秀俊	同　追分向陽800番地
同	同	同	小谷正芳	同　早来栄町109番地５
同	同	同	目黒栄一	同　安平916番地15
同	同	同	髙橋範久	同　安平644番地３
同	同	同	長谷川秀一	同　追分弥生489番地３
同	同	同	杉渕正人	同　追分豊栄585番地
同	同	同	鈴木輝彦	同　早来瑞穂699番地１

同	同	監	事	野尻俊和 同	追分美園199番地
同	同	同		嶋　敏樹 同	遠浅525番地
同	同	同		伊藤　隆 同	早来緑丘21番地35

北海道告示第508号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年７月10日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　保安林予定森林の所在場所　富良野市字下フラヌイ1694の11地先・1694の32地先・1694の166地先・1694の211地先・1694の217地先・1694の142・1694の154・1694の156・1694の158・1694の163・1694の170（以上５筆地先６筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、1694の166、1694の217、1694の267（以上３筆国有林）、1694の９・1694の11・1694の12・1694の32・1694の33・1694の155・1694の168・1694の355・1694の410から1694の423まで・1694の428・1694の589・1700の３・1700の４（以上26筆について次の図に示す部分に限る。）、1694の10、1694の157、1694の164、1694の165、1694の167、1694の211、1694の495、1694の512、1694の514

2　指定の目的　土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第509号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成27年７月10日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　解除予定保安林の所在場所　河東郡鹿追町瓜幕西31線20の７、標津郡標津町字崎無異174の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　風害の防備

(3)　解除の理由　道路用地とするため

2(1)　解除予定保安林の所在場所　標津郡標津町字崎無異11の５・12の３・172の１・173の１・174の１（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　霧害の防備

(3)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第510号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年７月10日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除に係る保安林の所在場所　河東郡鹿追町瓜幕西30線25の３（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　風害の防備

3　解除の理由　廃棄物処理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第511号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年７月10日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　小樽市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

2(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　　浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

浦河町（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに小樽市役所及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第512号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第33条第６項において準用する同条第３項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を様似町役場の掲示場に掲示した。

平成27年７月10日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　通知の内容　　平成27年北海道告示第493号

2　所在が不分明な者　　佐藤　利作

北海道告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成27年７月10日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　元村恵山線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	函館市古武井町131番１地先から 同市古武井町179番３地先まで	平成27．7.10

北海道告示第514号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成27年７月10日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　施行者の名称　　旭川市

2　都市計画事業の種類及び名称　　旭川圏都市計画道路事業（３・３・５号神居旭山通）

3　事業施行期間　　平成27年７月10日から平成32年３月31日まで

4　事業地（収用の部分）　　旭川市神居６条10丁目、神居５条10丁目、神居４条10丁目、神居３条10丁目、神居６条11丁目、神居５条11丁目、神居４条11丁目及び神居３条11丁目地内

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第80号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年７月10日

北海道オホーツク総合振興局長　森　田　良　二

1　落札に係る物品等の名称及び数量

自走式リール巻取散水機ほか１品目　全43点

2　落札を決定した日

平成27年７月１日

3　落札者の氏名及び住所

(1)　氏　名　　株式会社サンスイ興業

(2)　住　所　　北見市小泉413番地10

4　落札金額

199,800,000円

5　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
6　一般競争入札の公告
　平成27年５月19日付け北海道オホーツク総合振興局告示第66号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
(2)　所在地　　網走市北７条南３丁目

北海道十勝総合振興局告示第74号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年７月10日

北海道十勝総合振興局長　濱　﨑　隆　文

1　入札に付する事項
(1)　調達をする物品等の名称及び数量
　自走式リール巻取散水機ほか１品目　全10点
(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び仕様書による。
(3)　納　入　期　限　　入札説明書による。
(4)　納　入　場　所　　入札説明書による。
2　入札に参加する者に必要な資格
　次のいずれにも該当すること。
(1)　平成25年北海道告示第３号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第６号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4)　当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
3　条件付一般競争入札参加資格の審査
(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
　ア　申請の時期　　平成27年７月10日から同年８月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで
　イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
　ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目
　　北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4　契約条項を示す場所
　北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
5　入札執行の場所及び日時
(1)　入札書提出場所　　帯広市東３条南３丁目　北海道十勝総合振興局地域政策部総務課（送付による場合は、郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目　北海道十勝総合振興局地域政策部総務課需品係）
(2)　入札受付期間　　平成27年８月18日から同月24日（日曜日及び土曜日を除く。）までの毎日午前９時から午後５時まで及び同月25日午前９時から午前11時まで（送付による場合は、同月25日午前11時までに必着）
(3)　開　札　場　所　　帯広市東３条南３丁目　北海道十勝合同庁舎　地下会議室
(4)　開　札　日　時　　平成27年８月25日午後２時
6　入札保証金
　平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。
7　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交　付　場　所　　北海道十勝総合振興局地域政策部総務課需品係
(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。
　なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
　また、北海道十勝総合振興局地域政策部総務課のホームページの入札等の情報（http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm）においてダウンロードすることができる。
8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否
　平成16年北海道告示第448号の２の(2)のア及び３の(1)による。
9　落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑷、⑺、⑽、⑾及び⒀から⒂までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

⑴　名　称　北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

⑵　所　在　地　郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目

⑶　電　話　番　号　0155－27－8508

11　Summary

A　Nature and quantity of the products to be procured : Self-propelled Reel Irrigator and 1 item 10 in total

B　Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., August 25, 2015
(If mailed bids must arrive no later than 11 : 00 A.M., August 25, 2015)

C　Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道立教育研究所告示

北海道立教育研究所告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年７月10日

北海道立教育研究所長　西　崎　　毅

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量
貨物自動車（科学設備展示自動車）　１台

⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。

⑶　納　入　期　日　平成28年３月25日

⑷　納　入　場　所　北海道立教育研究所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成25年北海道告示第３号、平成26年度北海道告示第11号及び平成27年度北海道告示第６号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑷　当該調達物品に関して、仕様書に記載の主要諸元を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成27年７月10日から同年８月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 069－0834　江別市文京台東町42番地
北海道立教育研究所総務部事業課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道立教育研究所総務部事業課

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　江別市文京台東町42番地　北海道立教育研究所２階　第１演習室（送付による場合は、郵便番号 069－0834　江別市文京台東町42番地　北海道立教育研究所総務部事業課）

⑵　入　札　日　時　平成27年８月18日（火）午前11時（送付による場合は、同月17日（月）午後５時までに必着）

⑶　開　札　場　所　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　⑵に同じ。

6　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　４に同じ。

⑵　交　付　方　法　⑴の場所で交付する。

なお、北海道立教育研究所のホームページ（http://www.doken.hokkaido-c.ed.jp/）においてダウンロードすることができる。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の⑵のア及び３の⑴による。

9　落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑷、⑺、⑽、⑾及び⒀から⒂までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

⑴　名　称　北海道立教育研究所総務部事業課

⑵　所　在　地　郵便番号 069－0834　江別市文京台東町42番地

⑶　電　話　番　号　011－386－4511

11　Summary

A　Nature and quantity of the products to be procured : Truck (Science equipment exhibition car) 1

B　Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 18, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 17, 2015)

C　Contact : Hokkaido Education Research Institute, Bunkyodai higashimachi 42, Ebetsu, Hokkaido 069-0834 Japan
Phone : 011-386-4511

道公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年７月10日

北海道公安委員会委員長　横　内　龍　三

北海道公安委員会規則第９号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第９号中「以下この号において」を「法第77条第１項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号においてこれらを」に改める。

第20条第８号中「実証実験」の次に「又は人の移動の用に供するロボットの実証実験」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

正　誤

○平成27年５月15日（第2683号）

北海道告示第366号（農業振興地域の指定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
22	右	31

誤　「299林班の区域）」を「299林班の区域」

正　「299の林班の区域に該当する区域）」を「299の林班の区域に該当する区域」